



駿東伊豆消防組合

# 議会だより

NO.24 令和5年3月発行



目次

- 2月定例会の概要……………P2
- 一般質問…………… P3～P7
- 令和5年度予算概要 …… P8



駿東伊豆消防組合 構成市町

沼津市 ・ 伊東市 ・ 伊豆市 ・ 伊豆の国市 ・ 東伊豆町 ・ 函南町 ・ 清水町

地域住民の皆様の安全・安心を守ります。

# 駿東伊豆消防組合議会 定例会が開催されました。

令和5年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

令和5年2月8日（水曜日）午後2時1分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議第 1号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について
- 第 5 議第 2号 駿東伊豆消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 6 議第 3号 駿東伊豆消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 第 7 議第 4号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計予算について
- 第 8 発議第1号 駿東伊豆消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第 9 消防行政に対する一般質問
- 第 10 議会運営委員会の閉会中の継続調査



## < 議案一覧 >

### < 駿東伊豆消防組合管理者提出議案 >

| 議案名                                      | 内 容  | 議決結果 |
|--|--|------|
| 議第1号<br>令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について     | 本案は、地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費を繰越明許として、また、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を債務負担行為としてそれぞれ設定するものです。  | 可決   |
| 議第2号<br>駿東伊豆消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について | 本案は、令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、改正された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）が令和5年4月1日から地方公共団体にも適用されるため、制定するものです。  | 可決   |
| 議第3号<br>駿東伊豆消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等について  | 本改正案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、本組合職員の定年を引き上げるとともに、駿東伊豆消防組合職員の定年等に関する条例（平成28年駿東伊豆消防組合条例第17号）ほか6条例の一部を改正し、駿東伊豆消防組合職員の再任用に関する条例（平成28年駿東伊豆消防組合条例第18号）を廃止するものです。 | 可決   |
| 議第4号<br>令和5年度駿東伊豆消防組合会計予算について            | 本案は、令和5年度歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億7,663万3,000円と定めるものです。本予算は、前年度当初予算と比較すると3億9,335万2,000円の減額となります。減額の主な理由は、令和4年度に更新整備した消防指令システムの部分更新経費及びはしご付消防自動車更新整備に係る経費が皆減したことが主なものです。  | 可決   |
| 発議第1号<br>駿東伊豆消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について | 本案は、令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、改正された個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日から地方公共団体に適用されることとなりますが、地方公共団体の議会は、個人情報保護に対する基本的な責務を除き、適用対象外となることから、新たに制定するものです。  | 可決   |

定例会における議案質疑はありませんでした。

# 消防行政の方針・考え方を問う！

## 一般質問

第一回定例会では、2人の組合議員から質問がありました。

### 杉村 清 議員

- ・Jアラート(全国瞬時警報システム)発令時における消防体制について
- ・第6回緊急消防援助隊全国合同訓練における駿東伊豆消防本部の活動について
- ・静岡県内消防本部の不祥事案について



### 須佐 衛 議員

- ・下田地区消防組合との統合協議について
- ・救急隊員の過労の状況について
- ・別荘地の現場把握について



杉村 清 議員

**Q** Jアラート(全国瞬時警報システム)発令時における消防体制について

**問** Jアラート発令時、火災等での消火や救助、救急活動中での隊員対応についてマニュアル等があるのか、また、駿東伊豆消防本部として、どのような情報連絡体制があるのか伺う。

**答** 警防課長 現在、本消防本部として、Jアラート発令時の火災等における活動中の隊員対応についてはマニュアルは整備されておりませんが、本消防本部の連絡体制により、Jアラートによる弾道ミサイル等の有事関連情報を消防指令センターが受信すると、全消防署所及び出向中の全車両に対し警報音と音声メッセージが自動で転送され、全ての勤務職員に周知できるシステムを構築しています。

そのため、活動中の隊員対応は、活動中であっても、有事関連情報を知り得た時点で、活動の一時停止を

含め、車内待機等、安全確保のために必要な措置を講ずることとなります。

**問** 万が一、駿東伊豆消防本部管内に弾道ミサイルなどの飛翔体が着弾した場合の現場活動について、普段と同様の消火・救助・救急活動をするのか、その消防体制について伺う。



質問中の杉村議員

**答** 警防課長 国民保護法では、消防機関は、武力攻撃災害の場合でも、他の災害等の場合と同様に消火や被害防除・軽減を中心として活動することになっております。

しかしながら、このような非常事態においては、消火活動及び救助・救急活動等を行う隊員に対し、二次被害を生じることがないよう、国、県、構成市町対策本部からの情報を消防指令センター及び警防本部に集約し、

全ての最新情報を活動隊員に提供するとともに、警察等と連携した活動体制を確立するなど、安全確保のために必要な措置を講じます。

さらに、消防体制としては事態の規模に合わせて職員を参集し、配備体制を強化させるとともに、消防庁通知の「警防活動時等における安全管理マニュアル」に定めるとおり、関係機関からの情報収集体制等を整備するため、必要により消防機関、警察、自衛隊等と現地調整所を設け、各機関の情報の共有や連絡調整に当たらせるとともに、警防本部との連絡体制を確立させるなど、安全確保のために必要な措置を講じてまいります。

有事の際、活動中の隊員の安全確保に努めます。



**第6回緊急消防援助隊全国合同訓練  
における駿東伊豆消防本部の活動について**

**問** 駿東伊豆消防本部の訓練参加隊数と会場における活動等について伺う。

**答** 警防課長 今回の訓練は、南海トラフ地震が発生したという想定により、被災県である静岡県初の対応、早期の被害状況把握、より迅速な緊急消防援助隊の全国規模の参集及び実践的な部隊運用訓練を通して連携活動の強化を目的に行われました。

本消防本部としては、想定されたトンネル災害に対し、指揮隊、救助隊、消火隊、救急隊、重機隊の計5隊、21人が参加し、地震により崩落したトンネル内で、下敷きになった車両内外に取り残された要救助者の救出に対し、緊急消防援助隊4県隊の応援を受けて、現場の指揮活動から消火、救助、救急活動など複合的な活動を実施しました。

**問** 今回の訓練は、ブライント型訓練を取り入れたとありますが、目的や内容、成果について伺う。

**答** 警防課長 今回の本消防本部が参加した訓練では、天規模地震によるトンネル崩落」という想定のみが与えられただけで、トンネル内に車両や要救助者がどの程度いるかなど、その被災状況についてはブライント型が採用されました。

この目的としましては、救出活動以上に大規模災害時における災害現場での状況把握の強化に主眼を置いたものであると考えられます。

実際に、トンネル内の状況は一切分からない状況からスタートしたため、指揮隊を中心に全ての活動隊で状況把握に取り組み、トンネル内に取り残されている車両及び要救助者数などの被災状況を、安全管理を行いながら一つずつ確認しました。

これらの活動により、詳細な状況

まで把握でき、応援部隊である緊急消防援助隊への情報提供が的確に行えたことで、円滑な救出活動につながる事ができました。

これは、今後、発生が危惧されている南海トラフ地震などに対し、非常に重要な観点だと改めて認識いたしました。

**問** 今回の訓練は、他県消防局等や自衛隊、警察との連携が目的の一つであったと思われませんが、そこで得た教訓等があれば伺う。

**答** 警防課長 今回の参加した訓練では、自衛隊及び警察との連携活動ではなく、あくまで緊急消防援助隊との連携訓練のみではありませんでしたが、そこで得た教訓としては、被災側として受援を受ける立場の考え方の整理・切替えの必要性が挙げられます。



答弁中の警防課長

南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランでは、想定される被災県は10県に及び、応援大隊は、これらを除く遠方からとなります。

そのため、当然、発災時は、本消防本部の持てる消防力を最大限活用し、管轄消防として災害対応いたしますが、緊急消防援助隊の応援が決定した際は、消防活動を継続しながらも、受援側として頭を切り替え、進出拠点の確保を始め、応援部隊にいかん災害状況の詳細を示し、活動してもらうかということが重要であると再認識しました。

そのため、本消防本部としても、本年度、緊急消防援助隊等受援計画を改定しておりますが、今後も、継続的に見直し等を進め、本消防本部のみでは対応困難な災害に対し、事前の準備や体制の構築をしっかりと進めていきたいと思います。

受援体制の構築を進めてまいります。



**静岡県内消防本部の不祥事案について**

**問** 静岡県内消防本部の事件を受け、駿東伊豆消防本部ではどのような対策を講じたのか伺う。

**答 総務課長** 本消防本部においては、直ちに、全職員に対し、本件報道内容と合わせて、酒気帯び運転の禁止について改めて通知しました。さらに、交通事故を起こした際の職員の対応については、内規により事故や違反の大小にかかわらず、所属長に顛末を報告することと定めており、その点につきましても合わせて周知いたしました。



答弁中の総務課長

また、交通法規の遵守・交通事故防止対策については、各消防署に安全運転管理者を指名し、年間を通じて交通事故防止のための教育を行うとともに、管轄警察署の協力もいただきながら、各種研修会や講習会に参加するなど、交通事故の防止に努めております。

**問** 駿東伊豆消防本部職員の度重なる非遵行為による逮捕等についての検証と事後の対策について伺う。

**答 総務課長** 今年度職員の非遵行為による逮捕案件がありました。が、これまで、職員による不祥事の発生を防止するため、綱紀粛正に係る通知などを定期的に発出するとともに、職員教育の一環として、「コンプライアンス研修」を毎月実施してまいりました。

また、所属長による個人面談を定期的に行い、所属職員が抱えている悩みやストレスなど、職員の心身の状態にも努めております。そのような中、今年度不祥事が相次いだことは、公務員としての

自覚の不足と職員の意識がどこか「他人事」であったことが要因であると推察しております。

このことから対策として、改めて公務員としての自覚・心構えを再認識させることを目的に、先月、専門的知見を有する外部講師を招へいし、管理職をはじめ全職員を対象とした「コンプライアンス研修」を実施し、法令遵守の重要性、法令違反を起こした際の影響などについて再教育いたしました。

また、ハラスメントに関するセルフチェックを新たに実施し、より良い職場環境の構築にも取り組んでいくところであります。

今後、職員一人一人が公務員としての自覚を常に持ち、住民の負託に応えられる組織となるよう、引き続き職員教育・組織改善に努めてまいります。



**下田地区消防組合との統合協議について**

須佐 衛 議員

**問** 令和3年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会の一般質問では、令和2年の協議では住民サービスの向上、人員配置の効率化と充実、消防体制の基盤強化などの実現に向けた調整が必要であると答弁されているが、下田地区消防組合と統合することにより両組合の基盤が相互に強化されると考えるが、当局の考えを伺う。



質問中の須佐議員



答弁中の企画課長

**答 企画課長**

本組合と下田地区消防組合とは消防基盤の水準に大きな差があり、現状の下田地区消防組合と統合しても、統合した組合の基盤が単純に強化されるとは考えておりません。

消防基盤の水準の差の主なものとして、まずは、消防活動面の差があります。一つの災害に何隊出動させることができるかは、地域住民の安全・安心を守る消防として重要事項の一つであり、建物火災事案において、本組合は第1出動で消防車及び救急車を6隊から8隊出動させますが、下田地区消防組合は、そこまでの出動体制をとることができず、その差は未だ大きいものと考えております。

二つ目として職員配置の差があります。下田地区消防組合は分署であっても、配置人員が少なく2隊同時運用ができていないなどの問題もあり、このまま統合するとは、消防力の低下は否めなく、構成市町の賛同は得られないものと考えております。

なお、令和3年1月の本組合幹事会及び参与会では、下田地区消防組合との広域化協議において、下田・西伊豆地区先行広域の目的とした基盤強化について、消防活動面及び職員配置並びに職員の給与水準等が本組合の体制と整合がとれていない現状を踏まえると、消防基盤の水準が均衡するまでは、統合協議を留保すべきとの結論に至っております。

**問** 令和3年、4年中の会議はどの程度開かれ、どのようなことが協議されたのか伺う。

**答 企画課長** 下田地区消防組合との会議は、令和3年に、消防長会議2回及び担当者調整会議2回、

令和4年に、消防長会議1回を開催しております

令和3年の2回の消防長会議及び2回の担当者調整会議につきまして、今まで両組合で作成した広域化後のメリット、デメリットの資料について確認した結果、構成市町に明確な広域化のメリットが提示できないことから、現時点での広域化協議は難しく、当面は応援出動や職員交流などを検討することとしました。

令和4年の消防長会議1回につきましては、下田地区消防組合議会において、駿東伊豆地区消防救急広域化の協議再開を求める決議が可決されたことについて下田地区消防組合から説明を受けたものであります。

**問** 東伊豆町と河津町の行政境界が両組合の行政境界の一つになっているが、令和5年元日に発生した河津町の旅館火災を考えると、一定の協力体制を整える必要があると考えるがいかがか、また、大規模災害が発生した際、駿東伊豆消防組合と下田地区消防組合との連携はどのように

なっているのか伺う。

**答 警防課長** 議員の御質問とおり、隣接市町等との協力体制の構築は重要であると認識しております。

そこで、消防の協力体制につきましては、消防組織法第39条第1項に、市町等の消防相互応援についての努力義務が規定されており、現在、静岡県では、災害による被害を最小限に防止することを目的に、「消防相互応援」について、同法・同条第2項に基づき、静岡県消防相互応援協定が県内全ての市町及び消防事務組合との間で締結されております。

この協定によりまして、災害の発生市町等の消防力では対応が困難な場合などで、応援の要請があったときは、災害対応を応援する隊を組織し、派遣する協力体制が、既に静岡県内全消防本部において構築されております。

そのため、大規模災害発生時ににおける連携につきましても、本協定に

に基づき、応援の要請があった場合には、災害情報を共有するとともに、速やか応援隊を編成、災害現場へ派遣し、発災市町等の消防本部の長の指揮の下、連携した災害対応を行うこととなります。

### 救急隊員の過労の状況について

**問** 令和4年の駿東伊豆消防本部管内の救急出動件数は昨年より3,192件多い26,112件で、過去最多の出動件数になっている。隊員の長時間勤務でのストレスや過労による勤務への支障がないか伺う。

**答** 救急課長 令和4年中の救急出動において、本消防本部においても少なからず長時間の継続した出動が発生している状況であります。

隊員のストレスや過労による勤務への支障については、新型コロナウイルス感染症が流行し始めた令和2年度に、3交替制勤務をこれまでの変則交替制から、当番、非番、週休を繰り返す単純交替制とし、隊員のス

トレスや過労の軽減を図り、また、一部の署においては、救急隊の配置換えをし、隊員1人当たりの救急出動件数の平準化を図るなどの対策を講じ、これまでに大きな支障は出ておりません。

**問** 119番通報のうち、約2割が緊急性のない問合せだと聞かすが、救急車の適正利用のための広報はどのようになされているか伺う。

**答** 救急課長 救急車の適正利用は、救急隊員の労務負担の軽減や、緊急性の高い傷病者の元にできるだけ早く救急車を到着させるためには、極めて重要であると認識しております。



答弁中の救急課長

そこで、広報につきましては、ポスターの掲示、本組合公式YouTubeチャンネルへの広報用動画の掲載、救急フェアや街頭広報での啓発グッズの配布、消防ワークショッピィわゆる出前講座や構成市町のSNSなどにおいて周知しております。今後も様々な機会を捉え、広報に努めてまいります。

### 別荘地の現場把握について

**問** 別荘地を多く抱える第3方面においては、ここ数年移住者が増える傾向にあり、地域コミュニティが希薄で消防団の目が届かないところもあるように感じているが、火災や救急の一報が入った際に、別荘地内の住居の把握や住民の把握に問題はないか伺う。

**答** 通信指令課長 本組合を構成する各市町に住民登録をしている方については、氏名、性別、生年月日、住所、世帯の家族構成の個人情報把握しており、この最新データを毎月各構成市町担当課から受領し、指令シス

テム内の住民情報に反映させ、緊急通報の受信時に活用しています。一方、住民登録をしていない別荘地の利用者については、個人情報を把握することは困難であるのが現状であります。

救急活動を含む全ての現場活動において、住民情報及び利用者情報には重要事項となりますので、本組合が持ち合わせていない方の情報については、別荘を管理する管理事務所及び管轄警察署と情報の共有を図り、現場活動に支障を来さないよう努めております。



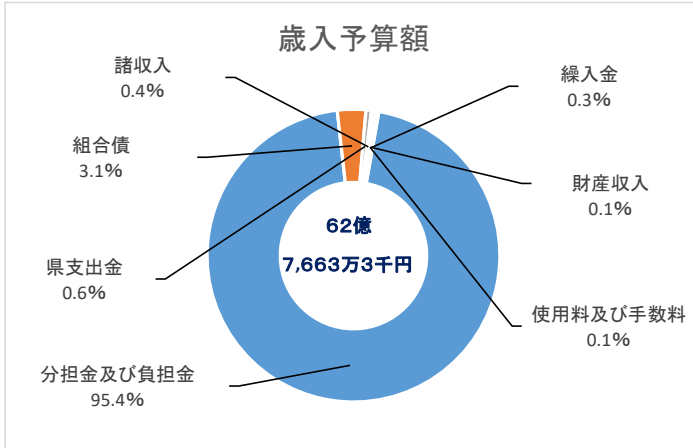
答弁中の通信指令課長

# 令和5年度予算を可決しました！

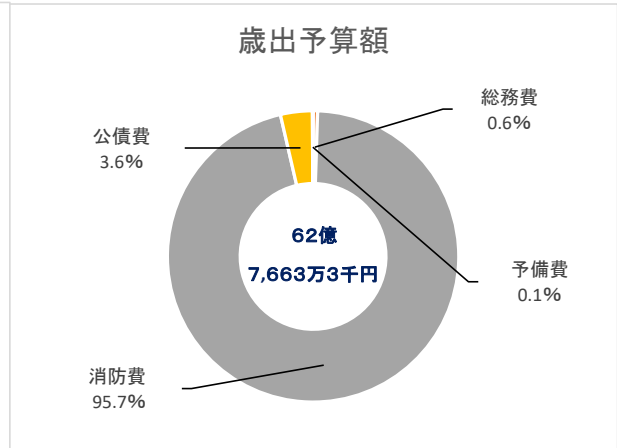
総額62億7,663万3千円

|              |              |              |       |
|--------------|--------------|--------------|-------|
| 令和5年度予算額     | 令和4年度予算額     | 比較増減額        | 伸び率   |
| 62億7,663万3千円 | 66億6,998万5千円 | -3億9,335万2千円 | -5.9% |

## 歳入



## 歳出



## 歳入

| 款別         | 歳入予算額     | 構成比   |
|------------|-----------|-------|
| 1 分担金及び負担金 | 5,990,439 | 95.4% |
| 2 使用料及び手数料 | 6,887     | 0.1%  |
| 3 国庫支出金    | 300       | 0.0%  |
| 4 県支出金     | 37,358    | 0.6%  |
| 5 財産収入     | 4,866     | 0.1%  |
| 6 寄附金      | 1         | 0.0%  |
| 7 繰入金      | 15,554    | 0.3%  |
| 8 繰越金      | 6         | 0.0%  |
| 9 諸収入      | 23,822    | 0.4%  |
| 10 組合債     | 197,400   | 3.1%  |
| 合計         | 6,276,633 | 100%  |

## 歳出

(単位:千円)

| 款別    | 歳出予算額     | 構成比   |
|-------|-----------|-------|
| 1 議会費 | 1,189     | 0.0%  |
| 2 総務費 | 40,944    | 0.6%  |
| 3 消防費 | 6,004,865 | 95.7% |
| 4 公債費 | 224,635   | 3.6%  |
| 5 予備費 | 5,000     | 0.1%  |
| 合計    | 6,276,633 | 100%  |

※構成比(%)は、小数点以下第2位を四捨五入等により調整しています。

## 令和5年度予算の重点事業を紹介します。

- 車両整備事業は、質の高い救急サービスの提供を維持するため、高規格救急自動車3台を更新整備するとともに、火災・救助事業をはじめ、近年多発している自然災害などに的確に対応するため、老朽化の激しい水槽付消防ポンプ自動車2台などの消防車両を更新整備します。  
また、施設管理事業にあつては、高層階の火災等に適切に対応するため、はしご付消防自動車の梯体部オーバーホールを行います。  
計画的な車両の更新・整備を行うことで、各種災害対応力を強化し、消防活動体制の充実・強化を図ります。
- 消防サービスを安定的に提供できるよう、補助制度や起債等を活用しながら、活動する消防職員の衛生環境の改善に取り組むとともに、長引く新型コロナウイルス感染症対策にあつても、着実に実行し、安全・安心な消防・救急体制を構築します。
- 住民サービスの向上に努めるべく、電子申請への取組を行います。